

東京学芸大学教育学部附属環境教育実践施設規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （ 案 ）
東京学芸大学<u>教育学部附属</u>環境教育実践施設規程 第1章 総則 （目的） 第1条 東京学芸大学<u>教育学部附属</u>環境教育実践施設（以下「環境教育施設」という。）は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 〔省略〕 （職員） 第3条 環境教育施設に、環境教育施設長及び専任<u>教官</u>のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任<u>教官</u>を置くことができる。 〔省略〕 （審議事項） 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 環境教育施設の運営の基本方針に関すること。 (2) 環境教育施設の<u>教官</u>の人事に関すること。 (3) 環境教育施設の予算に関すること。 (4) その他環境教育施設の管理運営に関すること。 （組織） 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任<u>教官</u> 若干名 (3) <u>副学長</u> 1名 (4) <u>学部主事</u> (5) 附属図書館長 (6) <u>附属学校部長</u> (7) 学長が委嘱する<u>教官</u> 若干名 （任期） 第8条 <u>前条第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委</u>	東京学芸大学環境教育実践施設規程 第1章 総則 （目的） 第1条 東京学芸大学環境教育実践施設（以下「環境教育施設」という。）は、環境教育に関する専門的な教育・研究を行い、かつ、学生等の実験・実習の場として利用に供し、もって環境教育の推進を図ることを目的とする。 〔省略〕 （職員） 第3条 環境教育施設に、環境教育施設長及び専任<u>教員</u>のほか、必要な職員を置く。 2 前項に定める職員のほか、必要に応じて、兼任<u>教員</u>を置くことができる。 〔省略〕 （審議事項） 第6条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。 (1) 環境教育施設の運営の基本方針に関すること。 (2) 環境教育施設の<u>教員</u>の人事に関すること。 (3) 環境教育施設の予算に関すること。 (4) その他環境教育施設の管理運営に関すること。 （組織） 第7条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。 (1) 環境教育施設長 (2) 環境教育施設に所属する専任<u>教員</u> 若干名 (3) <u>副学長（研究等担当）</u> (4) <u>学系長</u> (5) 附属図書館長 (6) <u>附属学校運営参事</u> 1名 (7) 学長が委嘱する<u>教員</u> 若干名 （任期） 第8条 <u>前条第2号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただ</u>

員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

（所員会議）

第12条 環境教育施設に、環境教育施設の管理運営に関する事項を協議するため、環境教育施設に所属する教官をもって組織する所員会議を置く。

2 環境教育施設に所属する専任技官は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

第4章 雑則

（事務）

第13条 環境教育施設に関する事務は、教育学部事務部が処理する。

〔省略〕

し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

〔省略〕

（所員会議）

第12条 環境教育施設に、環境教育施設の管理運営に関する事項を協議するため、環境教育施設に所属する教員をもって組織する所員会議を置く。

2 環境教育施設に所属する専任職員は、所員会議に出席し、専門的事項について、意見を述べることができる。

（事務）

第13条 環境教育施設に関する事務は、総務部学系支援課が処理する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。